

公立大学法人岩手県立大学の中期目標期間終了時の評価について

1 中期目標期間終了時の評価とは

地方独立行政法人法第30条の規定に基づき、中期目標に係る業務の実績について、中期目標期間終了時に評価委員会による評価を行うもの。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

※第二十八条第三項から第五項

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

2 評価の実施方法等について

(1) 評価の考え方

・平成27年度に実施した第2期中期目標期間の業務実績評価（暫定的な評価）の結果を基本とし、その後の取組やその成果、暫定評価において課題とされた事項に対する改善の取組を踏まえて評価することとする。

・教育研究の質の評価については、大学が平成27年度に受審した認証評価（評価実施機関：(公財)大学基準協会）の結果やそれに対する改善の取組を踏まえて評価することとする。

(2) 評価のスケジュール

H29.2.7 県立大学との意見交換会 【実施済】

H29.3.9 評価委員会において評価方法の確定 【本日】

H29.6月末 大学から中期目標に係る自己報告書の提出

⇒評価委員会における評価

⇒県議会への報告

3 評価の実施要領案

資料2のとおり。

【参考】 中期目標の暫定的な評価の評価概要

(1) 実施時期及び評価対象期間

平成 27 年度実施。評価対象期間は平成 23 年度から 26 年度

(2) 評価の手法

- 「全体評価」と「目標別評価」との 2 段階で実施。
- 目標別評価については、A～E で達成度を評価。
- 全体評価は目標別評価の結果をふまえ、総括的に評価

(3) 評価結果の概要

- 地域の中核人材を育成する教育、地域のニーズを踏まえた研究、「知の拠点」としての地域貢献の取組が順調に進んでおり、様々な改革・工夫により効率的・機動的に大学運営が行われていると判断され、中期目標・中期計画の達成に向けて一定の成果を上げていると認められる。
- 「地域貢献」や「震災復興支援」については特に高く評価できる一方、「基盤教育」、「大学院教育」、「国際交流」及び「人事制度の適正化」については課題がある。